

## 令和7年度 第4回西海市上下水道審議会議事録

開催日時：2026年3月12日（木曜日）

10時00分～11時15分

開催場所：西海市役所 第4別館 3階大会議室

出席委員：10名

審議事項：水道料金の改定（答申書案）について

### 1. 開会

司会進行の上水道より、令和7年度第4回西海市上下水道審議会の開会が宣言された。開会にあたり、西海市上下水道審議会社会長より挨拶があり、12月に市長から諮問された水道料金改定に対する答申書案について協議を行う旨が説明された。

### 2. 部長挨拶

水道部長より挨拶があり、これまでの審議の振り返りが行われた。第2回審議会で平均改定率が130%で承認されたことや、第3回審議会で固定費の収益を確保しつつ超過料金による公平性を確保する料金体系について承認されたことが報告された。

今回は、第2回・第3回で承認された内容を答申書としてまとめるための最終協議であることが確認された。

### 3. 審議事項

答申書案について、以下の内容が提示された。

現状の課題：西海市は地形的要因から多数の施設を維持する必要があり、管路の約 52%が布設から 30 年以上経過するなど施設の老朽化が深刻である。また、人口減少や節水機器の普及による収益減少、物価高騰が重なり、令和 6 年度は約 8,900 万円の単年度赤字を計上している。

改定の理由：現行料金を維持した場合、令和 13 年度には資金残高が枯渇する見込みであり、将来世代に過度な負担を先送りしないためにも料金改定が不可欠であると判断された。

料金改定率：収益的収支の黒字化を図り、累積欠損金の増加を抑制するとともに、営業収益対資金残高比率 80%以上を維持する方針になったことを踏まえて、平均改定率を 130%とすることが妥当とされた。

料金体系：現行の基本料金と超過料金からなる二部料金制を維持する。超過料金については、急激な負担を抑えつつ公平性を保つため、2段階から 4 段階へ細分化する方針は妥当とされた。口径別あるいは用途別料金体系への移行は市民への急激な負担増などを理由に見送られた。

適用時期：周知期間を十分に確保し、令和 9 年 4 月 1 日から実施することが妥当とされた。

水道料金：以上を踏まえて、下表の改定料金は妥当とされた。

現行料金（税込）

用途	基本料金		超過料金（1 m <sup>3</sup> につき）	
	基本水量	金額	超過水量	金額
一般用	5 m <sup>3</sup> まで	1,365 円	11 m <sup>3</sup> から 50 m <sup>3</sup> まで	260 円
	10 m <sup>3</sup> まで	1,996 円	51 m <sup>3</sup> 以上	286 円

用途	使用水量	金額
臨時用	1 m <sup>3</sup> につき	545 円

改定料金案（税込）

用途	基本料金		超過料金（1 m <sup>3</sup> につき）	
	基本水量	金額	超過水量	金額
一般用	5 m <sup>3</sup> まで	1,800 円	11 m <sup>3</sup> から 35 m <sup>3</sup> まで	320 円
			36 m <sup>3</sup> から 50 m <sup>3</sup> まで	355 円
	10 m <sup>3</sup> まで	2,650 円	51 m <sup>3</sup> から 100 m <sup>3</sup> まで	380 円
			101 m <sup>3</sup> 以上	385 円

用途	使用水量	金額
臨時用	1 m <sup>3</sup> につき	710 円

附帯意見：以下の3点が市に対する附帯意見としてまとめられた。

- ・経営効率化と有収率向上の徹底
- ・利用者間の負担の公平性確保（厳正な債権管理と収納率向上）
- ・わかりやすい資料作成や丁寧な説明を通じた市民への情報発信

## 質疑応答・意見交換

### ・管路の老朽化について

現時点で老朽化が進行していない48%の管路は、今後30年程度は更新が不要であるという認識でよいかという問いに対し、今後10年、20年と経過する中で順次老朽化していくため、継続的な更新が必要になる旨が確認された。

### ・市民への周知について

委員より新旧の料金比較表を参照し、「例えば18 m<sup>3</sup>の使用で1,134円もの負担増になるなど個人の値上げ幅が大きいため、水道料金の値上がりは市民にとって負担が大きい。十分な理解を得るための丁寧な広報に努めてほしい」との強い要望があり、事務局側も十分な広報を行うと回答した。

### ・激変緩和措置（段階的値上げ）の導入について

上下水道審議会会長より佐世保市の事例を参考に、改定による急激な負担増を和らげるため、一般会計から繰入金などを入れて激変緩和措置（段階的な値上げ）を付帯意見として、追加するかどうかという提案がある。

議論の結果、水道事業の持続という観点からは、水道事業会計において130%の改定が必要であり、当該措置について、審議会の付帯意見として追加しない方針となった。

## 4. その他事項

水道部長より、平成28年度以来となる料金改定に向けた慎重な審議への感謝が述べられた。また、現在の委員の任期が3月31日で満了となるため、次期審議会委員への継続就任が要請された。

決定事項：全会一致で答申書案は承認され、3月19日に辻会長から市長へ答申を行うことが決定した。

今後の予定：3月19日の市長への答申後、議会での説明を経て、9月の定例会で水道料金改定の条例改正案を上程する予定であり、その後、広報紙などによって市民へ周知する予定であることが報告された。